

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月21日
【会社名】	株式会社協和エクシオ
【英訳名】	KYOWA EXEO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小園 文典
【最高財務責任者の役職氏名】	-
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷三丁目29番20号
【縦覧に供する場所】	株式会社協和エクシオ 南関東支店 (横浜市神奈川区神奈川本町12番地1)
	株式会社協和エクシオ 東海支店 (名古屋市中区錦三丁目10番33号)
	株式会社協和エクシオ 関西支店 (大阪市西区京町堀三丁目6番13号)
	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長小園文典(以下、経営者という)は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

経営者は、当事業年度末日である平成25年3月31日を基準日として、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価を実施しました。

評価に当たっては、財務報告に係る内部統制の評価の基準及び実施基準に準拠して、企業集団全体に係る全社的な内部統制の整備状況及び運用状況の評価を実施し、評価対象とする業務プロセスを選定しました。当該業務プロセスは、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点について、整備状況及び運用状況の評価手続を実施しました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、企業集団に含まれる当社及び連結子会社について、財務報告全体に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、財務報告に係る内部統制の評価の基準及び実施基準に準じた以下の手順及び方法で必要な評価の範囲を決定しました。

全社的な内部統制は、すべての事業拠点を評価対象としました。

決算・財務報告に係る業務プロセスにおける内部統制は、全社的な観点で評価することが適切と考えられるものは、僅少な事業拠点を除き、評価の対象としました。また、見積りや予測を伴う勘定科目に係るものは、財務報告に及ぼす質的影響を踏まえ、個別の業務プロセスとして評価の対象に含めました。

上記以外の業務プロセスにおける内部統制は、全社的な内部統制の評価結果を踏まえた上で、連結完成工事高の概ね2/3に達している範囲の重要な事業拠点を対象に企業集団の事業目的に大きく関わる勘定科目(完成工事高、完成工事未収入金及び未成工事支出金)に係る業務プロセスを評価対象としました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。